千葉市若葉区選挙管理委員会告示第３９号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第４８条の２第１項の規定により、次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和７年７月３日

千葉市若葉区選挙管理委員会委員長　　秋元　　稔

指定した期日前投票所　千葉市若葉区役所　２階　講堂